

芽室町総合体育館利用料金の改正
(案)

(令和6年4月1日条例施行予定)

芽 室 町

生涯学習課スポーツ振興係

芽室町総合体育館利用料金改正（案）について

1 対象施設について

芽室町総合体育館（東3条8丁目1番地）

2 関連条例等について

芽室町総合体育館

- （1）芽室町総合体育館設置及び管理条例
- （2）芽室町総合体育館設置及び管理条例施行規則

3 改正の理由について

令和5年9月7日から、アスリートミュージアム、キッズスペース及び老朽化している設備等の改修を進めていました総合体育館は、令和6年3月1日から供用開始を予定しています。

本工事において、1階に託児所兼会議室を整備したことから、利用料金を新たに設定するものです。

4 改正の内容について

（1）総合体育館

既存の料金体系

（単位 円）

区分		基本料金（上限）	
団体利用料	第1競技場	1時間につき	1,570
	第2競技場	//	480
	研修室	//	170
個人利用料	当日券（1人1回につき）		200
	共通回数券（6枚つづり）		1,000
	1か月券		2,000
	6か月券		8,400



改正後の料金体系（案）

（単位 円）

区分		基本料金（上限）	
団体利用料	第1競技場	1時間につき	1,570
	第2競技場	//	480
	研修室	//	170
	託児所兼会議室	//	220
個人利用料	当日券（1人1回につき）		200
	共通回数券（6枚つづり）		1,000
	1か月券		2,000
	6か月券		8,400

《改正（案）内容》

- 1 団体利用料 託児所兼会議室の利用料金を新設
- 2 個人利用料 変更なし

《算定根拠》

芽室町総合体育館を含めた本町の社会体育施設の利用料金は、令和5年度から個人利用に係る新たな料金設定により運営していますが、団体に係る利用料金の改正は実施していません。

このことから、団体に係る料金単価の変更は行わず、また、今年度整備しました託児所兼会議室は、総合体育館内既存の2階研修室と用途が類似することから、2階研修室との面積等を比較し、算定したものです。

《参 考》

1 既 存

	室 名	面 積	料 金	用 途
1	2階研修室	58㎡	170円	総合体育館にて、スポーツ大会やイベント開催時の運営本部や講師控室として利用されています。

2 新 設

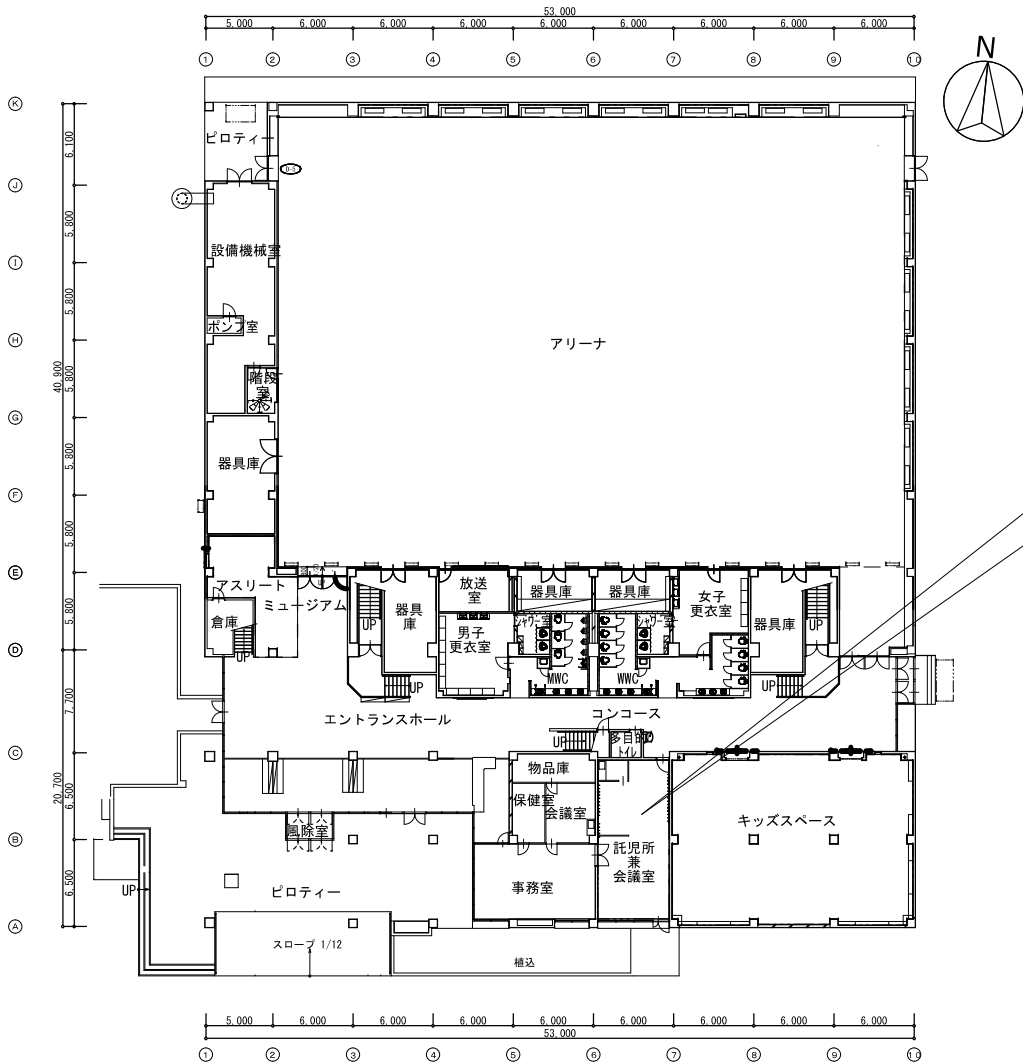
	室 名	面 積	料金（案）	用途（案）
1	1階託児所兼会議室	78㎡	220円	総合体育館にて、スポーツ大会やイベント開催時の運営本部や講師控室としての利用が想定されます。また、大会やイベント時に託児を必要とする際は、託児所としての利用も想定されます。

5 施行期日

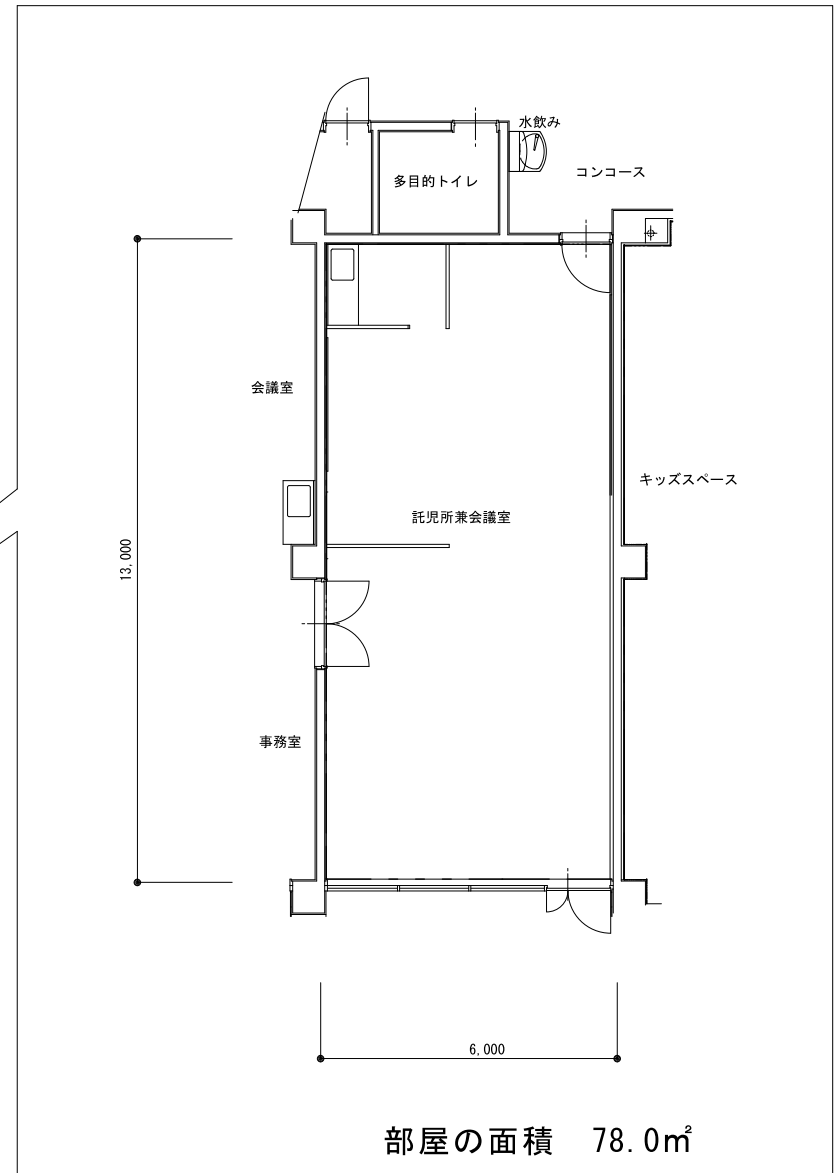
令和6年4月1日

- (1) 芽室町総合体育館設置及び管理条例
- (2) 芽室町総合体育館設置及び管理条例施行規則

芽室町総合体育館（1階平面図）



全体図



部屋の面積 78.0㎡

拡大図

芽室町手数料徴収条例の改正について

1 改正の内容

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部施行に伴い、『建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律』から『建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律』に改正されることから、引用している法の題名の改正をするものです。

2 施行日

令和6年4月1日

3 その他

改正後の法律においては、建築物の販売又は賃貸を行う際のエネルギー消費性能表示制度の強化、建築物の再生可能エネルギー促進区域制度の創設等について規定。

別表（第2条関係）

手数料を徴収する事務	徴収金額
(略)	
低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	<p>1 一戸建ての住宅又は複合建築物（住宅の戸数が1戸のものに限る。（2）において同じ。）の住宅部分の認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関による認定に係る技術的審査（以下「評価機関審査」という。）を受けた場合にあっては、9,100円）</p> <p>(1) (2)に掲げる場合以外の場合 44,000円</p> <p>(2) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分に係る認定を申請する場合 25,200円</p> <p>2 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。）の用途に供する建築物又は複合建築物（住宅の戸数が1戸のものを除く。以下2及び3において同じ。）の住宅部分の認定を申請する場合（3に掲げる場合を除く。）当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、(1)に定める金額に(2)に定める金額を加えた金額（住戸以外の部分を有さない建築物にあっては、(1)に定める金額）</p> <p>(1) 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの 85,200円 （評価機関審査を受けた場合にあっては、14,700円）</p>

	<p>イ 住宅の戸数が6戸以上のもの 118,000円（評価機関審査を受けた場合にあつては、22,600円）</p> <p>(2) 当該申請の対象である共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸以外については、129,000円（評価機関審査を受けた場合にあつては、14,700円）</p> <p>3 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物の住宅部分に係る認定を申請する場合 当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、(1)に定める金額に(2)に定める金額を加えた金額（住戸以外の部分を有さない建築物にあつては、(1)に定める金額）</p> <p>(1) 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの 44,700円（評価機関審査を受けた場合にあつては、14,700円）</p> <p>イ 住宅の戸数が6戸以上のもの 62,900円（評価機関審査を受けた場合にあつては、22,600円）</p> <p>(2) 当該申請の対象である共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸以外については、60,600円（評価機関審査を受けた場合にあつては、14,700円）</p> <p>4 住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分の認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) (2)に掲げる場合以外の場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 288,000円（<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>（平成27年法律第53号）第15条第1項に規</p>
--	--

	<p>定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関による技術的審査（以下「判定機関審査」という。）を受けた場合にあつては、14,700円）</p> <p>イ 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 357,000円（判定機関審査を受けた場合にあつては、23,000円）</p> <p>(2) 当該申請に係る建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能をモデル建物法（建物の用途ごとに建物の形状、室の用途の構成等を仮定したモデルとなる建物に対して、当該申請に係る建築物に導入される外皮及び設備の仕様を適用し、当該モデルとなる建物についてエネルギーの使用の効率性その他の性能を計算する方法をいう。低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の項徴収金額の欄5(2)において同じ。）で計算して認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 118,000円（判定機関審査を受けた場合にあつては、14,700円）</p> <p>イ 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 147,000円（判定機関審査を受けた場合にあつては、23,000円）</p>
(略)	